（その１）

収支報告書

令和3年分
（　　開催分）

（ふりがな）　にっぽんいしんのかい　しゅうぎいん　ひろしまけんだいよんせんきょくしぶ

1 政治団体の名称　日本維新の会衆議院広島県第４選挙区支部

2 主たる事務所の所在地　広島県東広島市西条町下見４６２３番地１５

3 代表者の氏名　（姓）空本　（名）誠喜

4 会計責任者の氏名　（姓）空本　（名）正道

事務担当者の氏名

（姓）大下　（名）義武
（電話）03-3508-7451

大下　あい
（電話）03-3508-7451

空本　誠喜
（電話）082-421-8146

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
4010		有・無	有・無

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☑ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の届出をした者の氏名　（姓）　（名）

広島県選挙管理委員会 受付 -4.3.-7 時 分

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　（姓）空本　（名）誠喜
公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）

公職の候補者の氏名（２人目）　（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）　（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から	から
まで	まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,503,076
（前年からの繰越額）	1,200,000
（本年の収入額）	5,303,076
支　出　総　額	5,003,186
翌年への繰越額	1,499,890

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	303,076	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	303,076	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	303,076	

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	日本維新の会　本部	1,200,000	R3/4/23	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
2	日本維新の会　本部	900,000	R3/7/21	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
3	日本維新の会　本部	900,000	R3/10/8	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
4	日本維新の会　本部	2,000,000	R3/12/24	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	5,000,000			
	合計	5,000,000			

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	空本八千代	303,076	R3/1/30	広島県東広島市西条町下見4623－15	自営業	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	303,076				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	139,112	0	
(3) 備品・消耗品費	898,719	0	
(4) 事務所費	946,006	0	
小計	1,983,837	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,587,375	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,333,904	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	1,333,904	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	98,070	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	3,019,349	0	
合計	5,003,186		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電気料金	11,602	R3/9/6	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
2	電気料金	10,447	R3/10/3	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
3	電気料金	10,175	R3/11/5	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
4	電気料金	15,236	R3/12/5	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
5	電気料金	20,117	R3/12/28	中国電力株式会社	広島県広島市中区小町4番33号	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	67,577				
	その他の支出	71,535				
	合計	139,112				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ガソリン代	20,000	R3/1/21	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
2	消耗品	12,188	R3/3/1	ライフカード株式会社	東京都港区芝2－31－19	
3	ENEOSカード	14,318	R3/5/6	トヨタファイナンス㈱	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
4	ガソリン代	20,000	R3/6/9	株式会社ヤマウチ　セルフ熊野SS	広島県安芸郡熊野町萩原6-28-39	
5	消耗品	13,164	R3/6/28	ライフカード株式会社	東京都港区芝2－31－19	
6	消耗品	26,200	R3/6/28	ライフカード株式会社	東京都港区芝2－31－19	
7	ガソリン代	20,000	R3/6/30	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
8	消耗品	13,760	R3/7/12	三菱UFJﾆｺｽ株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3	
9	ガソリン代	20,000	R3/7/21	株式会社ヤマウチ　セルフ熊野SS	広島県安芸郡熊野町萩原6-28-39	
10	ガソリン代	20,000	R3/8/23	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
11	材料費	49,500	R3/9/11	佐村畳店　佐村良二	広島県安芸郡府中町石井城１丁目37-2号	
12	タイヤ代	27,320	R3/9/20	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
13	ガソリン代	20,000	R3/10/3	株式会社ヤマウチ　セルフ熊野SS	広島県安芸郡熊野町萩原6-28-39	
14	ガソリン代	20,000	R3/10/17	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
15	タイヤ代	38,800	R3/10/18	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
16	消耗品	19,400	R3/10/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2－31－19	
17	ガソリン代	20,000	R3/11/15	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
18	ガソリン代	20,000	R3/11/20	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
19	消耗品	10,978	R3/11/29	DCM株式会社　DCMダイキ	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	
20	消耗品	26,780	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2－31－19	
21	ガソリン代	20,000	R3/12/3	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
22	消耗品	30,880	R3/12/10	三菱UFJﾆｺｽ株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3	
23						
	その他の支出	415,431				
	合計	898,719				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	リース料	23,100	R3/12/27	三菱ＨＣビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	
2	リース料	23,100	R3/12/27	三菱ＨＣビジネスリース株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	
3	電話料金	17,896	R3/1/15	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
4	電話料金	10,335	R3/1/18	ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸１丁目７－１	
5	電話料金	16,199	R3/2/1	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
6	電話料金	15,891	R3/3/1	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
7	電話料金	19,475	R3/3/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
8	電話料金	20,358	R3/4/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
9	電話料金	18,852	R3/5/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
10	電話料金	17,465	R3/6/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
11	電話料金	16,903	R3/8/2	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
12	電話料金	16,463	R3/8/31	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
13	電話料金	19,092	R3/9/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
14	電話料金	19,373	R3/11/1	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
15	電話料金	23,379	R3/11/30	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11-1	
	この頁の小計	277,881				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	自動車税	10,800	R3/6/8	東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	
17	自動車税	34,500	R3/6/17	広島県西部県税事務所	広島県広島市中区基町10-23	
18	引越代	25,000	R3/6/25	株式会社KURYU	島根県益田市遠田町87番地6	
19	自動車税	51,700	R3/7/1	広島県西部県税事務所	広島県広島市中区基町10-23	
20	処分料	16,720	R3/9/11	佐村畳店　佐村良二	広島県安芸郡府中町石井城１丁目37-2号	
21	技術料	49,500	R3/9/11	佐村畳店　佐村良二	広島県安芸郡府中町石井城１丁目37-2号	
22	保険料	32,120	R3/11/25	共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1－18－6	
23						
	この頁の小計	220,340				
	その他の支出	447,785				
	合計	946,006				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 会費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	44,500				
	合計	44,500				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	航空運賃	45,580	R3/1/3	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
2	航空運賃	37,780	R3/1/3	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
3	ＪＲ運賃	14,280	R3/2/11	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
4	ＪＲ運賃	31,570	R3/3/4	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
5	ＪＲ運賃	21,550	R3/3/21	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
6	ＪＲ運賃	14,280	R3/8/19	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
7	ＪＲ運賃	14,280	R3/9/3	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
8	高速バス運賃	12,500	R3/9/4	大下義武	東京都港区北青山1-6-3-1008	
9	ＪＲ運賃	17,990	R3/9/12	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
10	ＪＲ運賃	17,990	R3/9/12	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
11	ＪＲ運賃	14,280	R3/9/25	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
12	ＪＲ運賃	17,750	R3/10/3	アクセスチケット新宿店	東京都新宿区3-24-8	
13	航空運賃	16,390	R3/10/6	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
14	ＪＲ運賃	15,050	R3/10/8	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
15	航空運賃	15,390	R3/10/10	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
	この頁の小計	306,660				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	ＪＲ運賃	15,050	R3/10/18	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
17	ＪＲ運賃	15,050	R3/10/23	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号	
18	ＪＲ運賃	35,300	R3/10/24	甲南チケット　ニュー新橋ビル店	東京都港区新橋2-16-1　ニュー新橋ビル１階146号	
19	ＪＲ運賃	15,050	R3/10/29	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
20	宿泊費	14,535	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
21	宿泊費	24,225	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
22	宿泊費	10,200	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
23	宿泊費	12,200	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
24	宿泊費	10,200	R3/11/29	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
25	ＪＲ運賃	16,600	R3/11/30	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
26	ＪＲ運賃	16,600	R3/11/30	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田二丁目4番24号	
27	航空運賃	22,290	R3/12/[illegible]	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
28	航空運賃	18,190	R3/12/[illegible]	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
29	ＪＲ運賃	30,100	R3/12/14	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
30	ガソリン代	20,000	R3/12/15	宮田油業株式会社　カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
	この頁の小計	275,590				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
31	航空運賃	46,780	R3/12/22	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
32	航空運賃	49,380	R3/12/22	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
33	航空運賃	44,180	R3/12/28	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
34	航空運賃	42,180	R3/12/28	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
35	航空運賃	44,180	R3/12/30	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
36	航空運賃	44,180	R3/12/30	日本航空株式会社	東京都品川区東品川二丁目4番11号	
37						
	この頁の小計	270,880				
	その他の支出	689,745				
	合計	1,542,875				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝自動車　リース料・維持費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	整備代	14,080	R3/3/28	株式会社ｱﾝﾌｨﾆ広島	広島県広島市南区大洲1-3-44	
2	整備代	85,259	R3/7/14	株式会社マイオート	広島県安芸郡府中町桃山１丁目16番30号	
3	整備代	30,010	R3/8/2	株式会社ホンダ四輪販売西中国大芝店	広島県広島市西区大芝1-18-1	
4	整備代	175,000	R3/8/2	株式会社ｱﾝﾌｨﾆ広島	広島県広島市南区大洲1-3-44	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	304,349				
	その他の支出	1,650				
	合計	305,999				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	WEB管理費	39,600	R3/11/8	株式会社アスペック	広島県広島市西区商工センター1-2-19	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	39,600				
	その他の支出	0				
	合計	39,600				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	印刷費	200,000	R3/2/5	空本亀大（空本印刷）	広島県広島市南区東雲本町２丁目４－６	
2	印刷費	36,179	R3/3/1	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
3	印刷費	172,900	R3/4/27	空本亀大（空本印刷）	広島県広島市南区東雲本町２丁目４－６	
4	印刷費	24,674	R3/8/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
5	印刷費	14,619	R3/8/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
6	印刷費	14,619	R3/9/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
7	印刷費	18,054	R3/9/27	ライフカード株式会社	東京都港区芝2-31-19	
8	印刷費	500,000	R3/12/27	空本亀大（空本印刷）	広島県広島市南区東雲本町２丁目４－６	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	7,260				
	合計	988,305				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	実地調査費（電力問題）	22,440	R3/4/19	一般財団法人　関東電気保安協会	東京都港区芝浦４丁目13-23	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	22,440				
	その他の支出	0				
	合計	22,440				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					資料費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	75,630				
	合計	75,630				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年　2月　28日

政治団体の名称　日本維新の会衆議院広島県第４選挙区支部

会計責任者の氏名　空本　正道　空本

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和４年２月２８日

日本維新の会　衆議院　広島県第４選挙区支部
代表　空本　誠喜　殿

登録政治資金監査人 税理士 見世俊夫 ㊞
登録番号　第　3558　号
研修修了年月日　平成22年5月13日

1.監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会　衆議院　広島県第４選挙区支部の令和３年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書の令和３年１月１日から令和３年12月31日までの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会　衆議院　広島県第４選挙区支部の主たる事務所において行った。

2.監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第２項第４号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3.業務制限

日本維新の会　衆議院　広島県第４選挙区支部と私との間には、法第19条の13第５項の規定に違反する事実はない。また、日本維新の会　衆議院　広島県第４選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上